

防整整第21567号
令和6年9月19日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設整備官
(公印省略)

公務員宿舎設計要領について（通知）

標記について、関連文書に基づき、別冊のとおり定め、令和6年9月20日以降に入札公告または手続き開始の公示を行うものから適用することとしたので通知する。ただし、適用日前に入札公告又は手続き開始の公示を行うものへの適用を妨げない。

なお、公務員宿舎設計要領について（防整技第6010号。31.3.28）は、令和6年9月19日限りで廃止する。

関連文書：防整技第7161号（28.3.31）

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局在日米軍協力課長

公務員宿舎設計要領

令和6年9月

整備計画局 施設整備官

目 次

第 1	総 則	
1	総 則	1
2	適用範囲	1
3	設計の基本方針	1
第 2	共通事項	
1	配置計画	2
2	一般事項	2
3	宿舎の付帯施設	3
4	環境整備	5
第 3	建築工事	
1	一般事項	6
2	細部設計	6
第 4	土木工事	
1	一般事項	8
2	細部設計	8
第 5	電気設備工事	
1	一般事項	10
2	住戸電灯設備	10
3	共用電灯設備	10
4	電灯幹線	11
5	防災設備	13
6	太陽光発電設備	13
7	その他	14
第 6	機械設備工事	
1	一般事項	15
2	衛生器具設備	15
3	給水設備	16
4	給湯設備	18
5	排水設備	19

6	換気設備	19
7	ガス設備	20
8	冷暖房設備	23
9	昇降設備	25
第7	通信工事	
1	一般事項	26
2	構内交換設備	26
3	構内情報通信網設備	26
4	テレビ共同受信設備	27
5	インターホン設備	27
第8	雑則	27
別表第1	容器室（ボンベ庫）面積一覧表	
別表第2	戸数別容器本数一覧表	
別図第1	公務員宿舎住戸平面図集	
別図第2	公務員宿舎建築工事標準図	
別図第3	公務員宿舎電気設備工事標準図	
別図第4	公務員宿舎機械設備工事標準図	
別図第5	公務員宿舎通信工事標準図	

第1 総則

1 総則

本設計要領は、公務員宿舎（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第4条第2項に規定する各省各庁の長が設置する宿舎をいう。以下「宿舎」という。）の設計に必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

本設計要領は、宿舎の建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）の設計に適用する。

3 設計の基本方針

宿舎の設計に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 機能的かつ合理的な設計であるとともに、自衛隊員の職務の特性に配慮した設計とする。
- (2) 地震、風、積雪等の外力に対し十分な耐力を有し、かつ耐久性の高い設計とする。
- (3) 地域のインフラ整備状況を踏まえ、生活に支障のない設計とする。
- (4) 施設の管理、維持・保全、改修等将来の更新性を考慮した設計とする。
- (5) 生活様式の多様化に配慮した設計とする。
- (6) 環境保全性については、建設工事における環境保全性基準について（防整技第14869号。令和6年6月26日）及び地方公共団体の条例等に基づいた設計であるとともに、省エネルギー・省資源の推進、水資源の有効利用等に配慮した設計とする。
- (7) 高齢者、障害者等の利用に配慮する。
- (8) 敷地及びその周辺の自然環境の保全に配慮するとともに、地域の特性、歴史的環境、自然環境等との調和に配慮した設計とする。

第2 共通事項

1 配置計画

- (1) 周辺の道路との関係、建物の利用形態を考慮し、円滑な移動が可能となるよう、建物、駐車場、構内通路、緑地等を配置する。
- (2) 良好な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、建物の形状及び配置は、日射、風向等の気候その他の立地条件を考慮したものとする。
- (3) 周辺の景観に配慮し、できる限り圧迫感及び違和感を与えないよう計画する。
- (4) 騒音、振動、ビル風等の風害、日射の反射、日影、排気等による周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう、建物、駐車場、構内通路、緑地等を配置する。

2 一般事項

(1) 一戸当たりの専用面積

一戸当たりの専用面積は、表－1に掲げる面積とする。

なお、バルコニー及び共用部分（階段室、片廊下式の廊下、エレベーター室（ホールを含む。）、パイプスペース、電気室等）は、専用面積に含めないものとする。

表－1 一戸当たりの専用面積

規格	北海道を除く地域	北海道
a	25㎡未満	32㎡未満
b	25㎡以上55㎡未満	32㎡以上62㎡未満
c	55㎡以上70㎡未満	62㎡以上77㎡未満
d	70㎡以上80㎡未満	77㎡以上87㎡未満
e	80㎡以上90㎡未満	87㎡以上97㎡未満
単b	25㎡以上36㎡未満	32㎡以上43㎡未満

(2) 宿舍住戸の平面計画

ア 平面計画は、宿舍の立地条件、敷地形態、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び地方公共団体の条例等を考慮の上、設計するものとする。

なお、宿舍住戸のうち、設置頻度の高いa、単b、c及びd規格の

標準的な平面計画を別図第 1 「公務員宿舎住戸平面図集」（以下「別図第 1 」という。）に示す。

イ 別図第 1 の地域表示の寒冷地とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）別表第 10 に規定する地域の区分 1 から 4 までをいう（以下「寒冷地」という。）。

ただし、福島県、新潟県、富山県、石川県については、その全域を寒冷地とする。

なお、北海道に設置する宿舎は、表 1 の専用面積を確保した寒冷地仕様の宿舎とする。

(3) 宿舎の構造等

ア 宿舎の構造は、原則として、鉄筋コンクリート造による耐火建築物とする。

イ 建物の断面は、経済合理性を考慮するとともに、想定される水害による地上階への浸水の回避又は防止を考慮し、地上階のレベルを適切に設定するものとする。

ウ エレベーターの設置は、地方公共団体の条例等によるほか、4 階建以上の宿舎には、設置するものとする。

なお、各住戸からエレベーターホールまでの水平歩行距離は、原則として 50 m 以内とする。エレベーターの仕様は、第 5 9 昇降設備による。

3 宿舎の付帯施設

(1) 上水道施設

上水道施設は、衛生的に安全な水を必要な建物毎に必要な量及び圧力で常時安定して供給するものとする。

なお、震災等による被害を考慮し、高架又は高置水槽は、特殊な事情のある場合を除き設置しないものとする。

(2) 下水道施設

下水道施設は、宿舎敷地内の全ての汚水及び雨水を支障なく排水又は処理し、下流地域の環境に悪影響を与えないよう配慮するものとする。

(3) 物置

共同物置を設置する場合は、1 団地当たり 1 箇所 10 m²以下を標準とする。

(4) 自転車置場

自転車置場は、1 台当たり 2 m²を標準とする。

(5) ごみ置場

ごみ置場は、地方公共団体の条例等によるほか、必要に応じて設置するものとする。

(6) 集会所

集会所の床面積は、表－2 に掲げる面積とし、標準的な平面計画を別図第 1 に示す。

表－2 集会所

対象宿舎戸数	集会所の床面積
200戸以上～400戸未満	100 m ²
400戸以上～800戸未満	140 m ²
800戸以上	260 m ²

(7) 案内板

ア 案内板は、主要進入路脇等に設置することを標準とする。

イ 分かりやすく、見やすい位置及び高さに、十分な大きさのものを設置する。多雪地に設置する場合は、積雪深さ、除雪範囲等を考慮して、積雪時にも必要な情報が確認できるよう設置する。

(8) 駐車場

ア 駐車場の整備は、宿舎の立地条件、敷地形態、地方公共団体の条例、宅地開発指導要綱等によるほか、戸数に見合う規模とする。

イ 駐車場の構造は、屋外平面式を標準とする。ただし、宿舎の立地条件、敷地形態等から屋外立体式を採用することができる。

なお、自走式立体駐車場を設置する場合は、人の動線等の安全性及び周辺環境に配慮し設計する。

ウ 平面配置計画は、使用目的、交通量、対象車両、安全性及び将来計画等の諸条件を勘案し、決定するものとする。

エ 積雪地においては、除雪又は、堆雪スペースを考慮した計画とすることを原則とする。

(9) 外灯

外灯は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」（以下「建築設備設計基準」という。）第2編第11章第6節外灯によるとともに、必要に応じて設置するものとする。

4 環境整備

(1) 囲障

宿舎敷地の境界付近に囲障を設置する場合は、周辺環境に配慮し、調和のとれたものとする。

なお、コンクリートブロック塀は、特殊な事情のある場合を除き原則として設置しないものとする。

(2) 植栽

良質な宿舎環境を確保するため、植栽に努めるものとし、植栽の樹木選定、配置等の計画に当たっては、宿舎の立地条件、敷地形態、地方公共団体の条例、宅地開発指導要綱等によるものとする。

なお、維持管理を考慮し、必要に応じて散水栓を設置する。

(3) 公園施設

公園施設を設置する場合は、敷地形態を考慮の上、児童遊園施設を設置することができる。

なお、公園施設の周囲には、必要に応じて囲障を設置するものとする。

第3 建築工事

1 一般事項

- (1) 周囲の環境に配慮し、自衛隊員及びその家族等の生活の場として快適な設計とする。
- (2) 施工の確実性及び均一性を図るため、材料については、その品質、性能、価格及び市場性等を考慮し、原則として既製品を使用するものとする。
- (3) 設計に当たっては、関係法令、地方公共団体の条例等によるほか、近隣住民からの要望についても配慮するものとする。

2 細部設計

- (1) 宿舍の設計は、標準的な住戸平面図である別図第1を住棟形式とし、一例を示した別図第2「公務員宿舍建築工事標準図」を参考に、要求機関等（当該工事を要求する機関等の長又は部署をいう。以下同じ。）と調整の上、設計するものとする。
- (2) 宿舍の構造設計は、建築工事の構造設計について（防整技第7369号。28.4.1）及び「壁式鉄筋コンクリート造設計施工指針」（一般財団法人日本建築センター）等によるものとする。
- (3) 建物の形状、色彩等の外観については、良好な街並みを形成するように配慮し、地域性、立地条件等を十分に考慮するとともに、要求機関等と調整の上、周辺環境との調和が図られたものとする。
- (4) 環境保全性については、各室に求められる熱環境に関する性能の水準が確保できるよう、地域の気候その他の立地条件等を考慮し、外壁及び屋根の断熱性能を確保するとともに、室内空気環境及び遮音性能の水準が確保できるよう配慮する。また、地域の立地条件として、塩害、凍害等に対する対策を考慮するものとする。
- (5) 内部住戸の壁仕上げについては、ビニルクロス張りを標準とする。ただし、立地条件等を十分に考慮するとともに、要求機関等と調整の上、塗装仕上、化粧けい酸カルシウム板、又はプリント合板張りとすることができる。

間仕切り壁下地は、軽量鉄骨下地を標準とする。ただし、立地条件等を十分に考慮するとともに、要求機関等と調整の上、内装プレハブ工法

にすることができるものとする。

(6) 世帯用宿舎の台所には、食器洗浄機設置スペースを考慮するものとする。

(7) バルコニーの物干金物は、天井型を標準とし、6階以上の場合には壁取付け型を設置できるものとする。

(8) 共用玄関を設ける場合、立地等によりインターホンオートドアロック装置を設置できるものとする。

なお、廊下が開放型廊下である場合は、柵等の侵入防止対策を行うこと。

(9) 宅配ボックスは、要求機関等と調整の上、設置できるものとする。

(10) 屋上緑化を行う場合は、生育条件、維持管理の負担その他の植栽の特性を考慮し、持続的な維持管理が可能な植栽の種類を選定する。また、持続的に維持管理が可能なよう、植栽基盤及びかん水の方法を選定するものとする。

(11) ゴミ置き場の収集方式及び構造等については、要求機関等と調整の上、周辺環境に配慮し、必要に応じてゴミの散乱防止等の処置を講じるものとし、散水栓の設置を標準とする。

第4 土木工事

1 一般事項

- (1) 配置計画は、その地区の建設計画に基づき、建設場所のもつ特性、他の施設との関係、周辺を含めた土地利用その他の計画等を考慮し、合理的かつ適正に作成するよう努めるものとする。
- (2) 設計に当たっては、関係法令、地方公共団体の条例等によるほか、要求機関等及び近隣住民からの要望についても配慮し、周辺環境と調和のとれたものとする。

2 細部設計

(1) 上水道施設

設計は、水道事業者と調整した上で、上水道施設設計要領について（防整技第7376号．28．4．1）により行うものとする。ただし、当該宿舎が、都市水道等の条例の適用を受ける場合は、その規定によるものとする。

なお、給水方式については、貯水槽を設けたポンプ直送式を標準とするが、貯水槽容量が10m³以下となる小規模の場合又は地域の状況により、貯水槽を省略し水道直結方式とすることができる。

(2) 下水道施設

設計は、下水道施設設計要領について（防整技第13683号．29．9．14）により行うものとする。

なお、下水の排除方法は、原則として分流式とする。ただし、接続先が合流式の公共下水道等である場合は別途考慮する。

雨水及び処理水の放流計画に当たっては、関連法規放流水面の流量、水量、水位、流向、水利権、用水状況、潮流の影響等について所要の調査を行い計画に反映させる。

(3) 駐車場

設計は、道路施設設計要領について（防整技第13682号．29．9．14）によるものとする。

なお、駐車ますの寸法は、5．0m×2．5mを標準とする。

(4) 囲障

設計は、外・内柵設計指針について（防整技第7378号．28．4．1）によるものとする。宿舎における外柵は、高さ1．2mの忍び返し

無しとし、内柵は、浄水施設、配水施設、転落等危険防止を必要とする施設に設けるものとし、柵高1.8mの忍び返し有を標準とする。

なお、柵の各部材は、柵に作用する荷重に十分な強度を持つものとし、柵の基礎は、柵に作用する荷重に対し、十分な安定性を持つ形状寸法とする。設置場所における地耐力（短期許容地耐力）は、工事特記仕様書に記載し、施工前に設置場所でサウンディング試験等で地耐力を確認するものとする。

第5 電気設備工事

1 一般事項

- (1) 設計は、別図第3「公務員宿舍電気設備工事標準図」（以下「別図第3」という。）を標準に実施するものとする。
- (2) 別図第3によることが適当でない場合は、要求機関等と調整の上、設計するものとする。
- (3) 本設計要領に記載のない事項については、設備工事及び通信工事の設計について（防整技第〇〇〇号。3 1. 〇〇. 〇〇）（以下「設備設計基準等」という。）及び建築設備設計基準によるものとする。

2 住戸電灯設備

- (1) 分岐回路は単相2線式100Vとし、各部屋の照明と一般コンセントは同一回路とする。
- (2) 照明器具は、居間、和室及び洋室を除く必要な箇所に設置するものとする。
- (3) 一般コンセントは、接地極付とする。
- (4) a 及び単 b タイプの台所については、電磁調理器用コンセントを設置できるものとする。ただし、その場合はガス設備を設けないこと。
- (5) 次の用途のコンセントは、専用回路とする。
 - ア エアコン用……居間、和室及び洋室（15A/20A 兼用接地極・接地端子付コンセントとする。）
 - イ 機器用（電子レンジ等）…台所（15A/20A 兼用接地極・接地端子付コンセントとする。）
 - ウ 洗濯機、乾燥機用……洗面・脱衣室（接地端子付コンセントとする。）
 - エ 浄水器、洗浄器用……台所（接地端子付コンセントとする。）

3 共用電灯設備

建築設備設計基準に基づく照度計算において使用する所要平均照度 E の値（以下「標準照度」という。）、照明器具の型式及びコンセントの設置個数は、表－3 を標準とする。

表－３ 照明器具型式、標準照度及びコンセント設置個数

室 名		照明器具型式	標準照度 (lx)	コンセント 設置個数	記 事
エント ランス ホール	開放型	LSS9MP/RP LRS1MP/RP	50		自動点滅器による 制御。
	閉鎖型	LRS6、LRS1			
エレベ ーター ホール	開放型	LSS9MP/RP LRS1MP/RP	20 50(※)		自動点滅器による 制御。
	閉鎖型	LSS9			
廊下	開放型	LSS9MP/RP	20	各階ごとに 1個以上	自動点滅器による 制御。
	閉鎖型	LSS9			
階段	開放型	LSS9MP/RP SP(防水ブラケット)	20		自動点滅器による 制御。
	閉鎖型	LSS9 K1-LBF11			
開閉器室		LSS1、LBS5	200	出入口近傍 に1個	
物置		LSS1、LBS5	30		
自転車置場		LSS1MP/RP SP(防水ブラケット)	3		自動点滅器による 制御。

※エントランスホールの在する階。

４ 電灯幹線

- (1) 電源引込等については、現地の状況を調査した上、電気事業者等と十分調整するものとする。
- (2) 単相3線式100V/200Vとする。
- (3) 住戸分電盤は、次によるものとする。
 - ア 主幹遮断器は、中性線欠相保護付漏電遮断器を設ける。
 - イ エアコン用及び機器用（電子レンジ等）の専用回線は、100V/200V切替えが可能な仕様とする。

(4) 配線はケーブル配線とし、分岐付ケーブルとする。

(5) 住戸当たりの電気容量は、次式により算定するものとする。

$$P = (40 \times A + 1,000 + B) / 1,000$$

P：住戸当たりの電気容量[kVA]

ただし、Pは直近上位の整数とする。

A：専用面積[m²]

B：別途加算が必要な機器の電気容量[VA]

なお、別図第3の宿舍規格における電気容量は、表－4及び表－5によるものとする。また、「一般地区等」とは、北海道を除く全ての地区とする。

表－4 住戸当たりの電気容量（一般地区等）

規格	専用面積（㎡）	電気容量（kVA）	住戸形式
a	25㎡未満	3	1K
単 b	36㎡未満	4	2K
b	55㎡未満	4	2K
c	70㎡未満	5	3LK
d	80㎡未満	5	3LDK
e	90㎡未満	6	—

電気容量には、エアコン分として700[VA]を計上した。

表－5 住戸当たりの電気容量（北海道）

規格	専用面積（㎡）	電気容量（kVA）	住戸形式
a	32㎡未満	3	1K
単 b	43㎡未満	4	2K
b	62㎡未満	5	2K
c	77㎡未満	5	3LK
d	87㎡未満	6	3LDK
e	97㎡未満	6	—

電気容量には、エアコン分として700[VA]を計上した。

(6) 幹線の需要率は、原則として表－6によるものとする。

表－6 幹線需要率

戸数 (戸)	需要率 (%)	戸数 (戸)	需要率 (%)	戸数 (戸)	需要率 (%)	戸数 (戸)	需要率 (%)
1	100	11	67	21	53	31	49
2	100	12	64	22	53	32	48
3	100	13	62	23	52	33	48
4	100	14	61	24	51	34	48
5	100	15	59	25	51	35	47
6	91	16	58	26	50	36	47
7	83	17	57	27	50	37	47
8	78	18	56	28	50	38	47
9	73	19	55	29	49	39	47
10	70	20	54	30	49	40	46

5 防災設備

(1) 防災設備を設置する場合は、消防関係法令を遵守し、地元消防等と十分に調整するものとする。

(2) 住宅情報盤（G P 型 3 級受信機）を設置する場合は、次の機能を標準とする。

ア 通話機能……インターホン機能（親機－戸外表示器）

イ 防災機能……火災警報、ガス漏れ警報、非常警報

(3) 自動火災報知設備を設置する場合は、住戸内の感知器の遠隔試験を行えるものとする。

6 太陽光発電設備

(1) 太陽光発電設備は、要求機関等との調整の上、設置できるものとする。
ただし、エレベーター設備がない場合は、原則設置しない。

(2) 発電した電力は、すべてエレベーター設備に供給するものとする。また、発電容量表示パネルをエントランスホール等に設置する。

(3) その他の内容については、建築設備設計基準第 2 編第 10 章発電設備による。

7 その他

集中給水検針設備の配管配線設備については、機械設備担当者、水道事業者と十分に調整の上、実施する。

第6 機械設備工事

1 一般事項

- (1) 設計は、別図第4「公務員宿舎機械設備工事標準図」（以下「別図第4」という。）を標準に実施する。
- (2) 別図第4によることが適当でない場合は、要求機関等と調整し設計するものとする。また、官公署及びガス事業者と調整の上、設計する。
- (3) 機器及び器具は、原則として一般財団法人ベターリビングが定める優秀住宅部品認定基準を満足するもの（以下「B L 認定品」という。）とする。
- (4) 本設計要領に記載のない事項については、設備設計基準等及び建築設備設計基準並びに官公署及びガス事業者の規定によるものとする。

2 衛生器具設備

- (1) 大便器は、ロータンク密結型洋風便器（手洗い付）とし、洗落し式の節水型とする。
- (2) 洗面化粧ユニットは、照明器具付とし750型を標準とする。
- (3) 洗濯機用防水パンは、800型を標準とする。
- (4) 衛生器具及び衛生器具ユニットに使用する水栓類は、次のものを標準とする。
 - ア 台所用水栓は、シングルレバー混合水栓（食器洗浄機用分岐口タイプ）とする。
 - イ 浴室用水栓は、サーモスタットシャワー金具、手元開閉機能付シャワー金具とする。
 - ウ 洗面化粧ユニット用水栓は、シングルレバー混合水栓とする。
 - エ 洗濯機用水栓は、全自動洗濯機に対応したワンタッチ式2バルブ混合水栓を標準とする。
- (5) 集会所に設置する便器及び水栓類は、次のものを標準とする。
 - ア 大便器は、ロータンク密結型洋風便器（手洗い付）とし、洗落し式の節水型とする。
 - イ 小便器は、ストール小便器とし、自動洗浄装置組込み型とする。

- ウ 洗面器用水栓は、自動水栓とする。
- エ 湯沸室等に設ける水栓は、シングルレバー混合水栓とする。

(6) 寒冷地における衛生陶器類は、寒冷地用衛生陶器を採用する。

3 給水設備

- (1) 本設計要領記載の当該事項は、水道事業者と調整した上で、適用するものとする。
- (2) 一般地における住戸内給水配管は、原則としてさや管ヘッダー配管システムを採用するものとする。
- (3) 給水配管の最小口径は、さや管ヘッダー配管システム及び水道事業者の指導等がある場合を除き、原則として20Aとする。
- (4) さや管ヘッダー配管システムにおける住戸内配管口径は、表－7によるものとし、管内流速は、3.0 m/s以下とする。

表－7 樹脂管及びさや管の管径

		樹脂管管径 [mm]	さや管管径 [mm]
量水器～給水ヘッダー		1 6	2 8
量水器～給湯器		1 6	2 8
給水箇所	台 所 流 し	1 0	2 2
	洗 面 器	1 0	2 2
	シ ャ ワ ー	1 3	2 2
	便 所	1 0	2 2
	洗 濯 機	1 0	2 2

- (5) 寒冷地においては、給水配管に水抜き栓を設け、水栓は固定コマ式とするほか、共用系統立て管及び各メーターボックス内配管は、自己温度制御型凍結防止ヒーターによる凍結防止対策を行うものとする。
- (6) 凍結の恐れのある地域の量水器等は、必要に応じて防寒処理(保温等)を行うものとする。
- (7) 量水器の呼び径は、集会所を除き原則として20Aとする。ただし、決定に際しては、水道事業者と十分に打合せを行うものとする。

- (8) 量水器は原則として直読式とする。ただし、部隊及び水道事業者と検針及び集金（請求）方法について調整し、親メーター又は集中検針とする場合は、遠隔指示式とし、集中検針盤を設けるものとする。
- (9) 給水方式は、第4 2 (1)上水道施設の当該事項によるものとし、土木担当者及び水道事業者と調整した上で決定する。
なお、水道直結方式の場合は、原則として機械設備工事で実施するものとする。
- (10) 水道直結増圧給水方式とする場合は、増圧給水ポンプを宿舍建物内に設置するものとする。
- (11) 給水量及び給水配管等の決定は、設備設計基準等の当該事項に基づき、給水負荷単位によるものとする。
- (12) 給水圧力は原則として、住戸内入口（量水器入口側）で0.2 MPaを確保するものとする。また、0.2 MPaを超えないよう止水栓付減圧弁を設けるものとする。
- (13) さや管ヘッダー配管システムの設計に際しては、次の項目について留意するほか、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事標準仕様書等について（防整技第〇〇〇〇号。〇〇．〇．〇〇）の当該事項によるものとする。
- ア 配管は、原則としてコンクリート内には埋設しないこととし、屋外ガス給湯器廻りなどでやむを得ず埋設する場合には、さや管に対し適切な防護措置（CDサポートなどの管補強及び固定金具）を講じるものとする。
- イ 水栓等の器具との接続は、容易に点検ができるよう配慮することとし、洗濯機及び浴室用に設置する水栓への接続は、配管の更新及びメンテナンス性を考慮し、水栓ボックス等を設けるものとする。
- ウ さや管の立ち上がり部の手前500 mm以内は、更新性を確保するため、曲げ配管は行わないよう配慮すると共に、さや管の立ち上がり部には、CDサポートなどの管補強及び固定金具を設置するものとする。
- エ さや管同士の離隔は、30mm以上確保するものとする。
- オ 給水ヘッダーはパイプシャフト等に隠蔽することし、メンテナンス等に配慮するものとする。

4 給湯設備

- (1) 住戸内の給湯設備を実施する箇所は、原則として台所、浴室、洗面所及び洗濯機の4箇所とする。
- (2) ガス給湯器は、原則として潜熱回収型を採用することとし、世帯用宿舍における給湯能力は24号（沖縄地区は20号）、独身及び単身用宿舍における給湯能力は16号を標準とする。
- (3) ガス給湯器は、追い焚き機能、給湯機能、シャワー機能及び自動湯張り機能を標準とする。
- (4) ガス給湯器は、廊下、階段室等が外部に開放される場合は、屋外設置型とし、その他は屋内設置型を標準とする。
- (5) 寒冷地においてガス給湯器を屋外、廊下等の住戸内以外に設置する場合は、原則として機器周り配管及び機器本体に対する凍結防止対策を考慮するものとし、機器廻り配管には、自己温度制御型凍結防止ヒーターを設けるものとする。
- (6) 一般地における住戸内給湯配管は、原則としてさや管ヘッダー配管システムを採用するものとする。
- (7) さや管ヘッダー配管システムを採用する場合における住戸内配管口径は、表－8によるものとし、管内流速は、3.0 m/s以下とする。

表－8 樹脂管及びさや管の管径

		樹脂管管径〔mm〕	さや管管径〔mm〕
給湯器～給湯ヘッダー		16	28
給湯箇所	台所流し	10	22
	洗面器	10	22
	シャワー	13	22
	洗濯機	10	22
	追焚配管	10×2	30

- (8) さや管ヘッダー配管システムの設計は、3 給水設備(13)の当該事項によるものとする。

5 排水設備

台所流しを含む排水立管は、油の付着等を考慮し、最小口径を65A以上とする。

6 換気設備

(1) 住戸の換気設備は、台所を除き、原則として中央誘引換気方式とするものとする。

(2) 中央誘引換気方式は、各室自然給気ユニットにより給気を行い、浴室、便所及び洗面所に吸込口を設け、中間ダクトファンにより排気するものとし、3室毎にスイッチを設け、個別に換気できるものとする。

(3) 自然給気ユニットは、風量調整が可能なフィルター付きとし、家具等の配置を考慮し、かつ室内の汚染された空気が排出されるよう換気経路を検討した上で、適切な位置に設置する。

(4) 中央誘引換気方式の換気風量は、シックハウス対策に必要な風量（以下「シックハウス風量」という。）と浴室、便所及び洗面所に必要な風量（以下「浴室等風量」という。）の大きい方の風量を採用するものとする。また、スイッチは、浴室入口に設置し、24時間運転を表示し、3室同時とする。

なお、住戸形式が2K以下で、シックハウス風量よりも浴室等風量が大きく、かつ風量差も大きい場合は、強弱スイッチとする。ただし、弱運転でシックハウス風量を上回ること。

(5) 各室を個別換気方式とする場合は、原則として同時給排気壁掛型換気扇を用いるものとする。

(6) 北海道等の廊下及び階段室が開放されない住戸内の換気設備は、原則として全熱交換器等を用いたセントラル方式とする。ただし、居室が外壁に面している場合は、壁掛型空調換気扇を用いても良いものとする。

(7) バルコニーが設置できない場合及び著しく気象条件が悪く洗濯物干しができない地域等の場合は、要求機関等と調整の上、浴室乾燥機を設置できるものとする。

(8) ガステーブル上部には、レンジフードファンを設けるものとする。

- (9) レンジフードファンへの給気は、原則として居室を経路としないものとし、給気口部にレンジフードファンと連動した電動給気シャッターを設けるものとする。

なお、北海道は同時給排気式レンジフードファンとする。

- (10) 便所、洗面所及び台所の必要換気量は、建築設備設計基準の当該事項により算出する。ただし、ユニットバスの必要換気量は $20\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{m}^2$ とする。

7 ガス設備

- (1) ガスメーター以降の配管呼び径は、集会所等を除き原則として20Aとし、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下同じ。）の適用を受ける工事における配管の管種及び管径は、ガス事業者と十分に打ち合わせを行うものとする。

- (2) ガスメーター以降の配管で、ガス事業者との調整によりフレキ管の使用が可能な場合は採用しても良い。

- (3) ガス漏れ警報器は、原則として入居者又は管理者等が設置するものとし、工事では設置しない。

- (4) ガス事業法の適用を受ける工事において、ガス事業者が設置するマイコンメーターは、ガス漏れ警報器と連動したものとするよう、ガス事業者と十分に打合せを行うものとする。

- (5) 液化石油ガス設備における容器の本数及び容器室面積等は、別表第1「容器室(ボンベ庫)面積一覧表」及び別表第2「戸数別容器本数一覧表」を標準とし、本表によることが適当でない場合は、次により算出するものとする。

ア 平均ガス消費量は、表-9のとおりとする。

表－ 9 平均ガス消費量

宿舎種別		平均ガス消費量 〔Kw・日・戸〕	備 考
世帯用	沖縄除く	32.7	給湯能力 24号相当
	沖縄のみ	28.0	給湯能力 20号相当
独身及び単身用		18.7	給湯能力 16号相当

イ 50Kg容器 1 本当りの標準ガス発生能力は、表－ 10 のとおりとする。

表－ 10 標準ガス発生能力

戸 数 気温〔℃〕		標準ガス発生能力〔kw/h・本〕		
		5	0	－ 5
69戸まで	ピーク時間 1.0〔h〕	58.8	44.8	29.4
	ピーク時間 1.5〔h〕	42.4	33.2	22.8
	ピーク時間 2.0〔h〕	37.8	29.4	19.6
	ピーク時間 3.0〔h〕	30.8	23.8	16.8
	ピーク時間 4.0〔h〕	26.6	21.0	15.4
	連 続※	25.2	19.6	14.7
70戸以上		26.2	20.6	14.8

※ピーク時間が4時間を超えるものは、全て連続とする。

ウ 対象となる宿舎が 69戸までの場合は、次のとおりとする。

(ア) 最大ガス消費量は、次式により算定するものとする。

$$Q I = q \times C \times K$$

$Q I$ ： 最大ガス消費量〔Kw〕

q ： 平均ガス消費量〔Kw・日・戸〕

C ： 消費者戸数〔戸〕

K ： 最大ガス消費率〔％〕

(イ) ピーク時における戸数に対する最大ガス消費率は、次図のとおりとする。

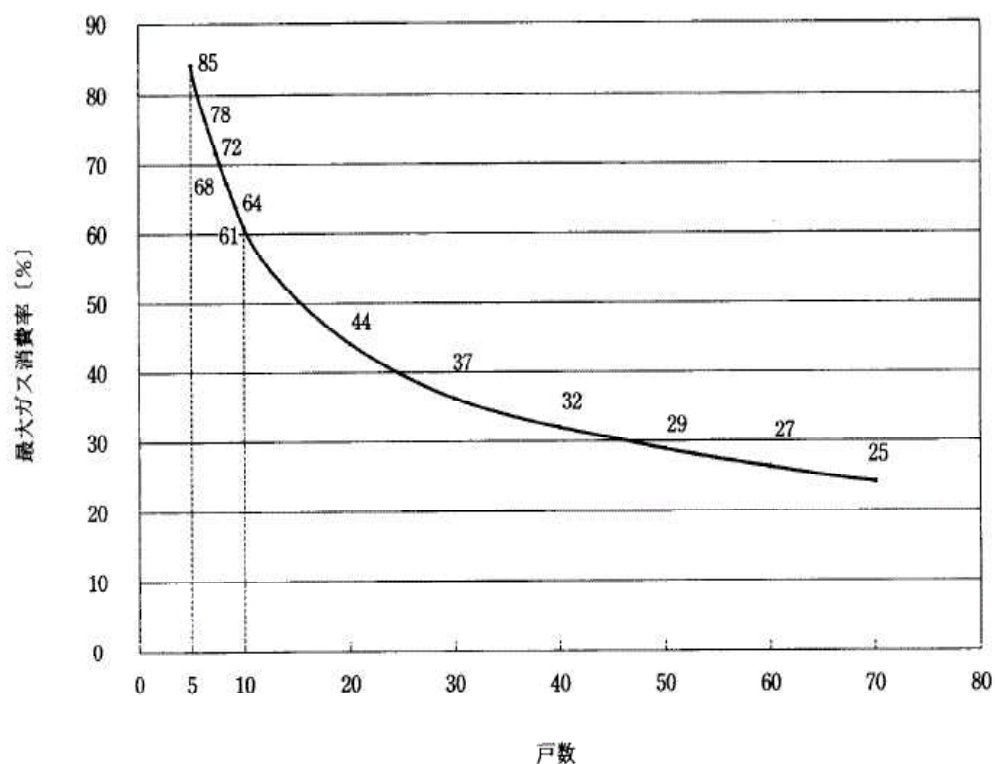


図 ピーク時における戸数に対する最大ガス消費率

(注 1) 戸数 4 戸までの「最大ガス消費率」は 100% とする。

(注 2) 計算で最大ガス消費率を求める場合は次による。

$$K = 178 \times C^{-0.4628}$$

K : 最大ガス消費率 [%]

C : 戸数 [戸]

(ウ) ピーク時間の推定は、次によるものとする。

戸 数 [戸]	2	3～7	8～14	15～30	31～50	51～69
ピーク時間 [h]	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.0

(エ) 容器設置本数 (片側) は、次式により算出するものとする。

小規模供給 (2～10 戸) の場合	中規模供給 (11 戸～69 戸) の場合
$N = \frac{Q I \times 1.1}{V} \text{ (整数)}$	$N = \frac{Q I \times 0.7 \times 1.1}{V} \text{ (整数)}$

N : 容器設置本数 (片側) [本]

$Q I$: 最大ガス消費量 [Kw]

V : 標準ガス発生能力 [Kw/h・本]

エ 対象となる宿舎が 70 戸以上となる場合

(ア) ピーク時のガス消費量は、次式により算出するものとする。

$$Q 2 = q \times C \times 1.2 \times 1.6$$

$Q2$: ピーク時ガス消費量 [Kw]

q : 平均ガス消費量 [Kw・日・戸]

C : 消費者戸数 [戸]

(イ) 容器設置本数にはガス需要の変動等を考慮し、2日分の余裕を確保することし、次式で算出した値(整数)とする。

(ウ) 片側の容器設置本数は、次式により算出するものとする。

$$n1 = \frac{q \times C \times 2}{700} \quad (\text{整数})$$

$n1$: 2日分のガス消費本数 [本]

q : 平均ガス消費量 [Kw・日・戸]

C : 消費者戸数 [戸]

$$N = n1 + n2$$

N : 容器設置本数(片側) [本]

$n1$: 2日分のガス消費本数 [本]

$n2$: 必要容器本数 [本]

$$n2 = \frac{Q2}{V} \quad (\text{整数})$$

8 冷暖房設備

- (1) エアコンを設置する宿舎は、沖縄県に所在する宿舎及び沖縄県以外の全国に所在する無料宿舎※とする。

エアコン設置台数及び場所については、原則として1戸あたりに1台とし、居間に設置する。

エアコンの仕様については、家庭用エアコン壁掛型(単相100V)とし、能力等は居間の畳数に応じて選定し、表-11を標準とする。

※無料宿舎とは国家公務員宿舎法第12条第1号に規定する無料宿舎をいう。

表－１１ エアコン選定表

宿舎規格	居間の畳数	定格冷房能力
a	6畳程度（10畳程度）	2.2KW（2.8KW）
単b	6畳程度（8畳程度）	2.2KW（2.5KW）
c	8畳程度（10畳程度）	2.5KW（2.8KW）
d	10畳程度（12畳程度）	2.8KW（3.6KW）

※エアコンの仕様（定格冷房能力）は表－１１のとおり、又は同等品以上とする。

※定格冷房能力はJIS B 8616による温・湿度及び冷媒管長さ・高低差の補正後を示す。

※表－１１中（ ）内は北海道地域を示す。

(2) 北海道は、ガス焚給湯・暖房機によるセントラル温水暖房方式により実施するものとする。なお、無料宿舎については、(1)によりエアコンを設置した上で、当該暖房方式により実施する。

(3) セントラル温水暖房における各部屋の放熱器(ファンコンベクター等)は、入居者又は管理者等が設置するものとし、原則として工事では設置しない。

(4) セントラル温水暖房における住戸内配管口径及び最小曲げ半径は、表－１２によるものとする。

表－１２ 住戸内配管口径及び最小曲げ半径（セントラル温水暖房）

分類	呼び径		最小曲げ半径		配管延長	備考
	樹脂管	C D 管	水平方向	垂直方向		
架橋ポリエチレン管	7	22	350	60	15m以下	標準
ポリブテン管	10	30	450	80	20m以下	

(5) 住戸内暖房配管の支持間隔は1mを標準とし、曲がり部分は必要に応じて支持するものとする。

(6) 各部屋には、放熱器（ファンコンベクター等）との接続に必要な温水コンセントを設置するものとする。

- (7) 温水コンセントの取付けは、床面より300 mmを標準とし、電気コンセント等との調整を図るものとする。

9 昇降設備

- (1) エレベーターの設置は、次を標準とする。

ア エレベーターは、住宅用規格型機械室レスエレベーターとする。

イ 最低1台のエレベーターの大きさは、13人乗り（積載荷重850 kg、かごの寸法は間口1,400 mm、奥行2,000 mm、出入口の幅800 mm）とし、高齢者、身障者等に配慮した付加仕様（視覚障害者用装置を除く。）を標準とする。

ウ エレベーターを複数台設置する場合において、最低1台のエレベーターは、上記イによるものとし、その他は非常用エレベーターの設置を必要とする場合を除き、一般乗用9人乗り（B L 認定品 R U - 9 - 2 S - 6 0）とする。

エ エレベーターの扉は、防犯窓付とする。

- (2) エレベーターの交通計算におけるサービス水準及びエレベーター乗客数は、次のとおりとする。

ア サービス水準は表－13を標準とする。

表－13 エレベーターのサービス水準

5分間輸送能力(P) (注1)	平均運転間隔(T) (注2)
4 %以上	1台の場合、90秒以下になるのが望ましい。 2台の場合、60秒以下になるのが望ましい。

(注1) 5分間輸送能力とは、ピーク時における5分間に同一グループの全エレベーターで運び得る人員のエレベーター利用者総数に対する割合のことである。

(注2) 平均運転間隔とは、エレベーターの一周時間を同一グループの全台数で割った値のことである。

イ エレベーター乗客数は表－14を標準とする。

表－14 エレベーター乗客数

エレベーターの乗客数	乗り方向 r u : 4人
	降り方向 r d : 2人

第7 通信工事

1 一般事項

- (1) 設計は、別図第5「公務員宿舎通信工事標準図」（以下「別図第5」という。）を標準に実施するものとする。
- (2) 別図第5によることが適当でない場合は、要求機関等と調整の上、設計するものとする。
- (3) 本設計要領に記載のない事項については、設備設計基準等及び建築設備設計基準によるものとする。

2 構内交換設備

- (1) 電話用アウトレットは、居間、和室及び洋室に各1箇所設け、モジュージャック付を標準とする。
- (2) モジュージャックは、アウトレット1箇所当たり1個を標準とし、6極2心型とする。
- (3) 配線は、住戸内には屋内用平形通信電線（E M－T I E F）、幹線用には通信用構内ケーブル（E M－T K E E）を標準とする。
- (4) 架空によりケーブルを引き込む場合は、保安器の設置スペースを考慮する。ただし、設置については、要求機関等及び通信事業者と調整の上、設置するものとする。
- (5) 建物への引込み配管については、引き込み回線数及び現地の状況を考慮し、要求機関等及び通信事業者と調整の上、決定するものとする。
- (6) 第1アウトレットは、その他の部屋に回線を切換／分配する機能を有するものとする。
- (7) 部隊内線を引き込む場合は、要求機関等と調整の上、設置できるものとする。

3 構内情報通信網設備

- (1) L A N用アウトレットは、居間、和室及び洋室に各1箇所設けるものとする。
- (2) モジュージャックは、8極8心型とし、各室アウトレット1箇所当たり1個を標準とする。
- (3) 配線は住戸内のみとし、住戸への引込みと各階間には、様々なインターネット環境への対応が可能となるよう空配管を準備するものとする。配線するケーブルは、U T P 0．5－4 P（C A T 5 e）を標準とする。
- (4) 第1アウトレットは、その他の部屋に回線を切換／分配する機能を有するものとする。

4 テレビ共同受信設備

- (1) テレビ共同受信設備用アウトレットは、居間、和室及び洋室に各 1 箇所設けるものとする。
- (2) テレビ端子ユニットは、1 端子型を標準とする。
- (3) C A T V に加入する場合は、システムに対応した配線方式とする。

5 インターホン設備

- (1) 各住戸の玄関屋外と室内の間に、呼び出し及び通話用のインターホン（警報機能付ドアホン）を設置するものとする。
ただし、消防法令等により住戸用自動火災報知設備又は、共同住宅用自動火災報知設備が適用される場合は、通信工事としては実施しないものとする。
- (2) インターホンオートドアロック装置を設置する場合は、要求機関等と調整の上、設置できるものとする。

第 8 雑則

特別な事情により、本設計要領により難しい場合は、整備計画局施設整備官と調整の上、実施するものとする。

容 器 室 (ボンベ庫) 面 積 一 覧 表

本 数	面積 [m ²]	開口部実面積 [cm ²]	本 数	面積 [m ²]	開口部実面積 [cm ²]
2	2	6 0 0	2 6	1 1	3, 3 0 0
4	3	9 0 0	2 8	1 1	3, 3 0 0
6	4	1, 2 0 0	3 0	1 2	3, 6 0 0
8	5	1, 5 0 0	3 2	1 2	3, 6 0 0
1 0	6	1, 8 0 0	3 4	1 3	3, 9 0 0
1 2	7	2, 1 0 0	3 8	1 4	4, 2 0 0
1 4	7	2, 1 0 0	4 0	1 4	4, 2 0 0
1 6	8	2, 4 0 0	4 2	1 6	4, 8 0 0
1 8	8	2, 4 0 0	5 0	1 8	5, 4 0 0
2 0	9	2, 7 0 0	5 2	1 8	5, 4 0 0
2 2	9	2, 7 0 0	5 4	1 9	5, 7 0 0
2 4	1 0	3, 0 0 0	6 4	2 2	6, 6 0 0

注 床面積 1 m²当たり 300cm²以上の開口部（1 箇所の換気開口面積は2,400cm²以下）を床面積に接した障壁部分に通風を考慮し、向き合った2 方向以上の開口とする。ただし、設置に当たっては、構造計算を考慮した開口寸法とする。

別表第 2

戸 数 別 容 器 本 数 一 覧 表

戸 数	容器本数（予備容器共）							
	北海道・東北		関東・北陸・山陰		中部・近畿以降		沖縄	
	一般宿舎	単身独身	一般宿舎	単身独身	一般宿舎	単身独身	一般宿舎	単身独身
2	6	4	4	2	4	2	4	2
3	1 0	6	8	4	6	4	6	4
4	1 4	8	1 0	6	8	4	6	4
5	1 4	8	1 0	6	8	6	8	6
6	1 6	1 0	1 2	6	8	6	8	6
7	1 6	1 0	1 2	8	1 0	6	8	6
8	2 0	1 2	1 4	8	1 2	6	1 0	6
9	2 2	1 4	1 6	1 0	1 2	8	1 0	8
1 0	2 4	1 4	1 6	1 0	1 2	8	1 0	8
1 2	2 4	1 4	1 6	1 0	1 2	8	1 0	8
1 5	2 4	1 4	1 8	1 0	1 4	8	1 2	8
1 6	2 4	1 4	1 8	1 0	1 4	8	1 2	8
1 8	2 6	1 6	1 8	1 2	1 4	8	1 2	8
2 0	2 8	1 6	2 0	1 2	1 6	1 0	1 4	1 0
2 4	3 0	1 8	2 2	1 2	1 8	1 0	1 4	1 0
3 0	3 4	2 0	2 4	1 4	2 0	1 2	1 6	1 2
3 2	3 8	2 2	2 8	1 6	2 2	1 4	2 0	1 4
4 0	4 2	2 4	3 2	1 8	2 6	1 4	2 2	1 4
4 8	4 8	2 8	3 6	2 0	2 8	1 6	2 4	1 6
5 0	4 8	2 8	3 6	2 0	2 8	1 6	2 4	1 6
5 6	5 4	3 2	4 2	2 4	3 2	1 8	2 8	1 8
6 0	5 6	3 2	4 2	2 4	3 4	2 0	2 8	2 0
6 4	5 8	3 4	4 4	2 6	3 4	2 0	3 0	2 0
7 0	7 4	4 2	5 8	3 4	4 8	2 8	4 2	2 8
7 2	7 6	4 4	5 8	3 4	5 0	2 8	4 2	2 8
8 0	8 4	5 0	6 6	3 8	5 6	3 2	4 8	3 2
9 0	9 6	5 4	7 4	4 2	6 2	3 6	5 4	3 6
1 0 0	1 0 6	6 2	8 2	4 8	6 8	4 0	5 6	4 0
1 2 0	1 2 6	7 4	9 8	5 6	8 2	4 8	5 8	4 8

注 1 上記の容量は、50Kg/h とする。

2 住戸数が 7 0 戸以上の容器本数は、「簡易ガス事業の技術（製造編）」によるものとする。

3 住戸数が 6 9 戸までの容器本数は、「L P ガス設備設置基準及び取扱要領」によるものとする。

公 務 員 宿 舎 住 戸 平 面 図 集

名称表示

公務員宿舎の名称は、下記表示方法とする。

R C － c － A － 3 L K － N
構造 規格 地域 通称 階数

1) 構造表示

R C : 鉄筋コンクリート造
W R C : 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造
S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート造

2) 規格表示

表 1 による

3) 地域表示

A : 一般地
C : 寒冷地（一般）
C H : 寒冷地（北海道）

4) 通称

数字 : 個室の数
L : 居間
K : 台所
D K : 台所兼食堂

5) 階数

N : 階数

公務員宿舎型式一覧表

ページ	型 式
1	R C - a - A - 1 K
1	R C - a - C - 1 K
2	R C - a - C H - 1 K
3	R C - 単 b - A - 2 K
3	R C - 単 b - C - 2 K
4	R C - 単 b - C H - 2 K
5	R C - c - A - 3 L K
5	R C - c - C - 3 L K
6	R C - c - C H - 3 L K
7	R C - d - A - 3 L D K
7	R C - d - C - 3 L D K
8	R C - d - C H - 3 L D K
9	W R C - c - A - 3 L K (高層)
9	S R C - c - A - 3 L K (高層)
1 0	W R C - d - A - 3 L D K (高層)
1 0	S R C - d - A - 3 L D K (高層)
1 1	R C - 1 - 1 0 0 - I
1 2	R C - 1 - 1 0 0 - II
1 3	R C - 1 - 1 4 0 - I
1 4	R C - 1 - 1 4 0 - II

公 務 員 宿 舎 建 築 工 事 標 準 図

公務員宿舎電気設備工事標準図

公務員宿舍電気設備工事標準図型式一覧表

番号	地 域	型 式	備 考
1	一 般 地	R C - a - A - 1 K	
2		R C - 単 b - A - 2 K	
3		R C - c - A - 3 L K	
4		R C - d - A - 3 L D K	
5	寒 冷 地	R C - a - C - 1 K	
6		R C - 単 b - C - 2 K	
7		R C - c - C - 3 L K	
8		R C - d - C - 3 L D K	
9	北 海 道	R C - a - C H - 1 K	
1 0		R C - 単 b - C H - 2 K	
1 1		R C - c - C H - 3 L K	
1 2		R C - d - C H - 3 L D K	

公務員宿舎機械設備工事標準図

公務員宿舍機械設備工事標準図型式一覧表

番号	地 域	型 式
1	一般地	R C - a - A - 1 K
2		R C - 単 b - A - 2 K
3		R C - c - A - 3 L K
4		R C - d - A - 3 L D K
5	寒冷地	R C - a - C - 1 K
6		R C - 単 b - C - 2 K
7		R C - c - C - 3 L K
8		R C - d - C - 3 L D K
9	北海道	R C - a - C H - 1 K
1 0		R C - 単 b - C H - 2 K
1 1		R C - c - C H - 3 L K
1 2		R C - d - C H - 3 L D K

公 務 員 宿 舎 通 信 工 事 標 準 図

公務員宿舎通信工事標準図型式一覧表

項 目	地 域	型 式
1 平面図詳細	一般地	R C - a - A - 1 K R C - 単 b - A - 2 K R C - c - A - 3 L K R C - d - A - 3 L D K
	寒冷地	R C - a - C - 1 K R C - 単 b - C - 2 K R C - c - C - 3 L K R C - d - C - 3 L D K
	北海道	R C - a - C H - 1 K R C - 単 b - C H - 2 K R C - c - C H - 3 L K R C - d - C H - 3 L D K
2 共通図面	各地域共通	構内交換設備系統図 構内情報通信網設備系統図 テレビ共同受信設備系統図 端子箱一覧表